診療用エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、

診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射

線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同

位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設備廃止届

　　年　　月　　日

　　　盛岡市保健所長　　　　　　　　　　　　様

管理者　住　所

氏　名

年　　月　　日生

　　医療法施行規則第29条第１項（第３項）の規定により、次のとおり届けます。

　　１　病院（診療所）の名称及び所在地

　　２　廃止理由

　　３　廃止年月日

（Ａ４）